

# 宿泊約款

## 第1条（本約款の適用）

1. 当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条（宿泊引受けの拒絶）

当施設は次の場合には、宿泊の契約締結をお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊しようとする者の心身の不調が、明らかに認められる状態であるとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき
8. 危険物（ストーブ等の火器、石油類、銃刀類）および人体に有害な物品を持ち込むとき。
9. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
  - イ）暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき
  - ロ）暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ）法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
10. 宿泊しようとする者が当施設もしくは当施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき
11. 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき
12. その他、関係法令等に規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

## 第3条（宿泊契約の申込み）

当施設は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項を申し出ていただきます。

1. 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、国籍及び職業
  2. 宿泊日及び到着予定時刻
  3. その他、当施設が必要と認めた事項
- 2、宿泊者が滞在中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みとして処理します。

## 第4条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。なお、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料（室料）相当額の申込金を、当施設が指定する日（原則として宿泊契約の成立と同時に）までに、クレジットカード番号を通知するか、もしくは当施設が指定する銀行口座にお支払いいただきます。
2. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、返還いたします。クレジットカード番号を通知していた場合は、申込金を徴収しませんが、違約金、賠償金発生時には、クレジットカードに請求します。また、当施設はお申込み時に、事前承認を取る権利を有します。
3. 前項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊申し込みはその効力を失うものとします。

## 第5条（予約の解除）

当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

1. 違約金申し受け規定として当日連絡がなかった場合および、宿泊日当日および前日に解除した場合は宿泊料金合計の100%、2日前から7日前までに解除した場合は50%、8日前から14日前までに解除した場合は20%、15日前から20日前までに解除した場合は10%とします。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の午後8時になっても到着しないとき、または、到着予定時刻を2時間以上過ぎて(午後8時を限度)連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
3. 予約日数が短縮等した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）を基準に違約金比率で収受いたします。
4. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、飛行機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

## 第6条（予約の解除権）

当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

1. 第2条第3号から第12号までに該当することとなったとき
2. 第3条第1項に定める事項を明告いただけないとき
3. 第4条の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき

なお、当施設は、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した申込金があれば返還します。

## 第7条（チェックイン・チェックアウトタイム）

1. 宿泊者が当施設に入館いただける時刻（チェックインタイム）は15時からとし、また、当施設より退館いただく時刻（チェックアウトタイム）は11時までとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の施設使用に応じることがあります。
  - (1) レイトチェックアウト
    - イ) 11:00～13:00 1時間ごとに2000円
    - ロ) 13:00以降 料金の100%
  - (2) アーリーチェックイン  
12:00～15:00 料金の20%
3. 連泊（2日以上）連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き終日使用することができますが、客室清掃が必要な場合は客室担当者が入室することがあります。

## 第8条（料金の支払い）

料金の支払いは、通貨または当施設が認めた宿泊券、クレジットカードにより、当施設が請求したとき、行っていただきます。宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第9条（利用規則）

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

## 第10条（宿泊継続の拒絶）

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条第3号から第12号までのいずれかに該当することとなったとき
2. 宿泊者以外の者を客室内に入れたとき
3. 第9条に定めた利用規則に従わなかったとき

4. 寝室等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき

#### 第11条（宿泊の責任）

1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設において宿泊の登録を行ったとき、または施設に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設をあけたときに終わります。
2. 当施設が宿泊者に客室の提供ができなくなった場合、天災その他の理由により困難な場合等を除き、当施設の責に帰すべきときは、その宿泊者に類似料金による他の宿泊施設を斡旋いたします。
3. 上記第2項の場合、宿泊料金以上の賠償責任は負いかねます。

#### 第12条（寄託物等の取扱い）

1. 当施設では寄託物等の取り扱いは原則としてないものとします。
2. 宿泊者が当施設内にお持込みになった物品または現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

#### 第13条（手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊者手荷物等を宿泊に先立ち当施設に到着した場合、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインするときにお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品（金庫内含）が当施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合や所有者が判明しない場合には、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

#### 第14条（駐車場）

1. 宿泊者が当施設の駐車場を利用する場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当施設は駐車場所を貸与するものであり、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、当施設の故意または過失によって車両に損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償するものとします。
2. 宿泊者が駐車場を利用いただける時刻はチェックイン日の午後3時からとし、退場いただく時刻はチェックアウト日の午前11時までとします。

#### 第15条（宿泊客の責任）

1. 宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償するものとします（当施設内の物品の持ち出しを含む）。
2. 宿泊者が第9条に定めた利用規則に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または宿泊者が違反して損害等の被害を受けた場合、当施設は一切の損害賠償等の責任を負いません。

#### 第16条（管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、日本の法令に従い解決されるものとします。